

(整理番号 2316)

長野地方最低賃金審議会
第3回各種商品小売業専門部会 議事録

令和6年2月22日公開

開催日時 場所	令和5年10月16日 9時58分～12時06分 長野労働局 2階会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3人	定数 3人
	労働者代表委員	出席 3人	定数 3人
	使用者代表委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 長野県各種商品小売業最低賃金の改正審議について 2 その他		
議事録			
○古畑賃金室長			
<p>それでは、定刻前ではございますが、皆様お揃いになりましたのでとなりましたので、長野地方最低賃金審議会長野県各種商品小売業最低賃金専門部会の第3回専門部会を開催いたします。</p> <p>本日の定足数の確認ですが、本日の出席者は、委員9名中9名の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本部会は有効に成立していることを御報告します。</p> <p>また、本日の専門部会は原則公開となっており、事務局で審議会会議公開要綱第3条に基づき公開の公示をしたところ、傍聴希望者はありませんでしたので、報告いたします。</p> <p>資料につきましては、資料No.1から4まで、本日時点における最新の経済状況等の資料を配付させていただいておりますのでご確認ください。</p> <p>まず、No.1は、企業短観経済観測調査（長野県）10月2日付けの資料となっております。No.2は、長野県の金融経済動向10月2日付けの資料となっております。No.3は毎月勤労統計調査9月29日発表の資料、No.4は景気動向調査結果、長野県版、以上になります。</p> <p>今後の審議における資料にさせていただければと思います。</p> <p>それではこれからの議事進行につきまして、昆 部会長、よろしくお願いいたします。</p>			
○昆部会長			
<p>本日は第3回、金額審議の2回目ということになります。前回は労使それぞれの意見を賜りまして、本日も引き続き難しい審議をお願いすることと思っておりますけれども、皆様、何卒よろ</p>			

しくお願いいたします。

それでは、議題（１）の「各種商品小売業最低賃金の改正審議について」に入ります。

前回の部会では、労側・使側それぞれの立場から、改正にあたっての基本的な考え方を述べていただきました。

改正金額の提示につきましては、労側からは、４８円引き上げの時間額９５８円、使側からは、３８円引き上げの時間額９４８円の提示がなされて、引き続き審議を継続するとされたところです。

本日は、３回目の専門部会でありますので、労使がともに歩み寄っていただき、是非、全会一致で結審できるよう御協力よろしくお願いいたします。

参考に他の特定最低賃金部会も公開となっておりますので審議状況をお知らせいたします。

計量器等製造業は１０月４日（水）、第３回専門部会において、労側から、５１円引き上げ、時間額９９６円、使側から、２２円引き上げ、時間額９６７円の提示、継続審議となり、１０月２５日（水）に第４回専門部会の開催を予定しております。

はん用機械等製造業は１０月１２日（木）、第３回専門部会において、労側から、４４円引き上げ、時間額１，０００円、使側から、３２円引き上げ、時間額９８８円の提示、継続審議となり、１０月１９日（木）に第４回専門部会の開催を予定しています。

さて、本部会では現状での労使双方の金額に隔たりがありますので、これからどのように審議を進めたらよろしいか、御意見をお伺いしたいと思います。

引き続き全体で審議を進めるか、あるいは、各側それぞれ個別にご意見を伺うこととするかということですが、いかがでございましょうか。

○大久保委員

個別でやっていただいた方が、よろしいかと思いますが。

○中村委員

個別でいいです。

○昆部会長

受け賜りました。

では、個別協議を進めるとの御意見がありましたので、これからは個別協議を進めていくことで、よろしいでしょうか。

（ 「はい」 の声あり。 ）

それでは、これからは個別協議を進めさせていただきます。

公・労、次いで、公・使の順で行いますので、使側委員は一旦、席を外してください。

< 個別協議 >

○昆部会長

長らくお待ちいただき、ありがとうございました。

個別協議を行いましたところ、プラス40円引上げ、時間額950円とすることで、労使の意見の一致を見ましたが、いかがでございましょうか。

(「お願いします」、「ありがとうございます」の声あり。)

○昆部会長

はい、ありがとうございます。

では、採決をさせていただいてから、必要性に関する議論も引き続き行っていただくという形で、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり。)

○昆部会長

はい、ありがとうございます。

では、各種商品小売業最低賃金を40円引上げ、時間額950円とすることで労使の意見の一致をみましましたので、改めて採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

(公益委員2人、労働者側委員3人、使用者側委員3人 挙手あり)

反対の方、挙手をお願いします。

(挙手なし)

○昆部会長

事務局で確認をお願いいたします。

○古畑賃金室長

はい、賛成8人、反対0人。

以上、確認させていただきました。

○昆部会長

ただいまの採決の結果、全会一致となりました。

ありがとうございました。

従いまして、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、当専門部会の決議をもって審議会総会の決議とすることとし、以上の結果をまとめ、答申することとします。

発効日につきましては、運営問題小委員会委員長報告を踏まえたうえで、従来どおり指定発効日の12月31日とすることによろしいでしょうか。

(全委員の了承を確認。)

○昆部会長

それでは、発効日につきましては、令和5年12月31日とします。

次に令和5年8月23日の答申の記の3の「専門部会において次年度以降のあり方についても審議を十分に尽くすこと」について審議に入らせていただきます。

まず、労使双方から考え方を発表していただいてから、審議を進めることといたします。

つきましては、まず労働者側、次いで使用者側の順で、ご発言をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり。)

○昆部会長

では、労働者代表委員から発表をお願いいたします。

○大久保委員

ごめんなさい。私の話をさせていただく前に、私の予定で、今日は12時までしか時間がありませんので、一応そこだけお願いいたします。

○昆部会長

承知いたしました。

○大久保委員

では、こちらからお話というところになりますけれども、金額の話合いの中でもいろいろと主張はさせていただいてきたところだと思います。一番は、まずは小売業というところの将来の部分視野に入れたお話をさせていただいているということです。私からは、まず労働者のこれからというところに関してとなります。

前回もお話をさせていただきましたけれども、社会的な情勢からして、既に日本の人口が非常に高齢になっている、そして少子化というところで、今の日本の労働力は本当にもう50代から上という方が、主力で働かれているというようなデータも出ています。

そういった中で、小売業に関しては非常に人材不足で、どこの企業さんも苦しんでいらっしゃるというのはお分かりになるかと思います。実際に、笹さんのところもよく感じていらっしゃると思うのですけれども、なかなか募集をかけてもこないという状況です。

そういったときに、きちんとまず小売業として、格差を業種からきちんと守っていかなければならないというところで、各種商品小売の中できちんとその格差をつけるということが、必要であると思っております。

一旦ここで。全部私がしゃべってしまってもいけないので。

○樋口委員

お願いします。必要性という部分につきましては、今大久保委員からもありましたが、目的としては、この場は小売業の将来に向けてというところの一つかなと思っております。

賃金の審議については、まず賃金の必要性という部分につきましては、今は3業種、計量器・はん用機・各種小売の中の特定期賃をやらせていただく中では、例えば計量器・はん用機、特殊な業務をされている方もいらっしゃると思うのですけれども、そこの差がまずあるのかなというところが一つございます。なので、この格差を狭めて縮めていくというところが一つですけれども、なぜその差を縮めていくかといったところの一つの理由としては、何度もお話をさせていただいているように、人材の流出といったところですが、経営の皆さん御存じのとおり、これは小売業だけに限ったことではないというのは私どももそちらは重々承知している部分ではあるのですけれども、いろいろデータを調べていくと、何とか小売はそういう要素が強いのかなと見受けられる部分があります。

例えば、今年の7月に帝国データバンクが長野県の各社にアンケートを取っている部分については、非正規社員の人材不足を感じているという企業様の業種でいくと小売が2位で、1位が運輸で、2位が小売であったり、あと全体的な話にはなるのですけれども、人手不足による倒産というものも近年増えているというところだったり、あとはなぜ賃金なのかという部分については、退職理由として、やはり賃金、給与が低いと結構退職される方が多いというような、エン・ジャパンさんの2022年度の退職理由アンケートというところからも出ています。

全国的な話に寄与する部分もあるのですけれども、こういったところをトータルで見たときに、やはり賃金というのが人材の流出につながっている部分があるのではないかというの否めない部分もあるのかなと思っております。

その引上げ額が、たとえ10円、20円、30円、40円なのかといったところはその年の経済情勢、長野県の情勢、小売の情勢といったところの議論を尽くしながら決めていかなければいけないと思うのですけれども、あくまでもやはり先ほど申したとおりで、小売業の将来についてというところでいきますと、やはり金額の優位性といったところはこの場で議論させていただければというところも考えとしてございますので、来年度以降も、こういった場は必要なのかと主張させていただければと存じます。

以上です。

○小林委員

私はこの場で、小売業の現状を知っていただけたかのかなと思っております。ですので、小売を知らない方たちにも、今こういった場で議論ができることによって、小売の苦労とか

そういったもの話し合う場ができたということを考えると、やはり必要性はあると思います。

以上です。

○大久保委員

では、もう少しだけ私のほうから話をさせていただきます。

樋口委員から3業種の格差の部分の話もあったように、やはり小売業の今の賃金というのが、非常に高い地位にはいないというところが一つあります。最低賃金でいいのかというところになったときに、やはり将来性を見たときに少しでも確保していかなければいけないというところは絶対にあるかと思えます。

これは長野県の中の企業を見てみると、やはり工場地帯とか工業が強いところに関しては特に言えることですが、諏訪地区だったり岡谷だったり、長野もそうですけれども、製造業は景気がいいときはどうしてもそっちに人の流れが引っ張られてしまうというところは、もう過去からずっとあったことかと思えます。

じゃあ、特に人気のない小売業と言われているところは、最低賃金のまま、そのところを、指をくわえて見ていていいのかというところも踏まえて、労働力が増えていけば、当然仕事というものはあるから労働力が増えていくということになると思うのですが、このままいくと、やらないといけない仕事はあるのに労働力がどんどん減っていきますよと。先ほども言った高齢化が進んでいきますよと言ったときに、また使側の方からすれば高齢者を雇うリスクは、当然けがをしやすくなり、もろもろのリスクも出てくると思うのですね。

そういったところも踏まえてきちんと若い世代から高齢の方まで、バランス良く人を雇える状態というところを、まず箱を準備するという意味でも、最低賃金というところで、少しでもほかの企業より格差をつけていくというのは大事なことかなと思えます。

樋口委員からも、先ほど倒産の話も出ましたが、仕事はあるのだけれども、やってくれる人員がいませんよということになってからでは遅いのですね。小売業も人を育てないと仕事をしていただけないものですので、そういったところも込みで考えますと、きちんと差はつけるべきだと思います。

取りあえず以上です。

○昆部会長

では、次に使用者代表委員から発表をお願いいたします。

○中村委員

概括的に私のほうからお話しさせていただきます。

今回は必要性があるという考え方の中で、決めさせていただきましたけれども、それについてはありがとうございました。

これについては、もともと必要性はないのではないかということは、数年来我々は主張してきているということですが、理由は幾つかあるということで、一つは景況の状況か

ら理由を申し上げますと、この新型コロナの影響、これは、回復は十分じゃない。いいところはいいし、二極分化しているという部分がある。ことに原材料高、融資返済の関係、非常に厳しいということで不安もある。今日も県からの景気動向調査などを見ても、小売の将来見通しは非常に厳しい、そういうものがあるのではないかと。

各種商品小売の中だけじゃなくて、小売業のほうにも影響を及ぼすとは思いますが、この決定された今回の県の最賃の中でも、相当のコスト増だという認識ではあると。

その中で、価格転嫁すればいいじゃないかと、これは非常に難しいです。価格転嫁は大企業じゃないところは非常に難しい中でも小売はさらに厳しいということで、それを賃上げしたとしても、結局はそれを時間で抑えろとか、そういうような所得には結びつかないような形になるパターンをいろいろお聞きしています。

それで、国が価格転嫁できるように、もしくは賃上げできるように環境整備するのだと声高らかに言っていますけれども、これは非常に眉唾とは言いませんけれども、実効性があるのかというようなこともあり、もしくはあつたとしても時間がかかります。これは2年3年かかってくる。今回も補正予算が上がりますけれども、これで、じゃあ明日からというわけにはいかない。じゃあ12月から上げてくれと言われたって、それは無理でしょうということもあるので、そういうところも斟酌してもらわなくては困る。

もう一点の理由としては、本来の趣旨は何だということで、格差という話がありました。他業種に比べて人材確保が難しい業種、そのために格差をつける必要があると。導入期は確かにそのとおりだったと思っておりまして、特定という性質、それからその中に各種商品小売を入れるという、扱うという本来の趣旨があつたと思うので、それは10年ぐらい前を見ると、確かに大幅な上げ幅を確保してきている、一定の成果を上げてきてもらっているのではないかと。逆に言えば、意味をなさなくなってきたのではないかと感じられます。

県最賃を今回お認めいただいた中で、雇用はできたわけですが、最賃の決定額とほぼ変わらない形で決定となってきたということは、流れを見ると、それは県の最賃で十分ではないかと、相当上げ幅が上がっている、そちらのほうが上がっていることだと思います。

ここのところは政治主導とまでは言いませんけれども、目安額が決められて、かなりそういう色合いが強いので、そういうところで県の最賃のレベルがどんどん上がってきている、率を見ても相当上がってきていますので、そこのところで十分特別に枠を設けて話合う理由がなくなってきたのではないかとというような考え方があります。

また、他県と比べてもここは前回の資料を労働局も出されましたけれども、全国的にこれを特定として扱うのかという議論になってきていると思います。その中で青森県と長野県はやっているわけですが、これは長野県としてやる必要があるのですかねと、全国的に違う理由はあるのかということは、はっきり言ってもらわないとよく分からないことだと思います。

また、適用労働者の数も、多い他県があると感じるわけではないのですが、ほかの県を見ても適用労働者が長野県以上に幅広いところも影響があるのかもしれないけれども、これは最賃でいいのではないかと議論になっていることだと思いますので、そこ

ら辺もしっかりと受け止めてもらえればと思っています。

また、これは、我々とすれば、冒頭の話で申し上げましたけれども、これは本来もともとなくていいのではないか、もともと特定の在り方が、経済界からすると屋上屋を架すという言い方もして、ちょっと横暴かなと思いますけれども、それなりの理由があつてずっと話し合ってきたと思うのですけれども、ここへ来てそういうような状況という中で、ここ数年來は、必要性はないのではないかという議論を盛んに、投げ掛けをしてきたにもかかわらず、今回は、前回の最新の会議の中では必要性があるという申出があつてそういう形にしましたけれども、その前段階で、倉崎委員長が言っていましたけれども、それは議論がなかった、認められていないのだという御発言もありました。それはしっかり残しながら来年度へつなげるということかと思しますので、よろしく申し上げます。

○昆部会長

土井委員いかがですか。

○土井委員

結構です。

○昆部会長

承知いたしました。

ただいま労使双方から発表がございましたが、これについて御質問、御意見等ありましたらお願いします。

○大久保委員

中村委員のおっしゃっていることは、前回もお聞きしましたので理解があるところもあるのですけれども、そもそもスタート地点の特定最賃の考え方の部分のお話になってくるかということがあります。

他県の例をお出しになられましたけれども、他県が必要性なしと判断をされているというのと、長野県がそれに合わせて長野も他県がやっていないのでうちもやりませんという判断になるのは、またおかしな方法であるとは思いますが。

○中村委員

それについては、私、はん用のほうも出ているのですけれども、他県のものを見比べながらやるというふうに労働側から出てきています。それだと意見が全然食い違うじゃないですか。それはそれ、これはこれということですか。

○大久保委員

そういうことですね。

○中村委員

それは違うのではないかな。

○大久保委員

金額もこれだけ変わっていますし、違うと思いますけれども。

○中村委員

先ほど倒産の話も出ていましたけれども、賃金が上がらないから倒産という、そういう理由はあるのかもしれませんが、いろいろと回ってみると、やはり町村部の各種スーパー系のところは、郊外店の大きなところ、人口減で消費がなくなる上に、そういうところで皆さん行かれるというようなことで、だんだん先細りでやめちゃう、倒産する、そういうところで従業員も働けなくなる、そういう実態が幾つか出てきています。倒産の中身を見てもらわないと、ちょっと違うのではないかなと思うのですが。

○大久保委員

こちらで出した倒産の例というのは、あくまで人手がいなくなっちゃって、労働者が足りなくなって倒産した例を挙げさせてもらったので、100%そうではないですよというのは確かにそうだと思います。

例えば、中小は大手に飲まれちゃいますよというところはあるけれども、資本主義の世の中ですので……

○中村委員

それは倒産してもいいということですか。

○大久保委員

いいというわけではないです。ただ自然の中でという話をするのであれば、そういったところもゼロではないと。

○中村委員

そういうところの事業所はどんどんつぶれちゃったらまずいのですよ、やっぱり、まずいです。地域力がなくなって。

○大久保委員

それが、例えば特定最賃があるがためにつぶれたと。

○中村委員

賃金を上げることによってコストが重なるということを言っているのです。

○大久保委員

おっしゃっているのは、たぶん県最賃が政府主導で上がってきているというところが……

○中村委員

政府主導に近い形ですよ。賃上げということが。

○大久保委員

目安に沿って上がってきているという流れはあります。確かに今、岸田さんの上げるのだよ、賃金を上げるのだよ、というところの号令のもとに全国的に上がってきている流れはあるかとは思いますが、これがいつまで続くかというのも、逆に言うと、来年もこのとおりに上げる予定ではたぶん動いているでしょうけれども、これがいつまで続くかということも分かりませんよね。今まで、一つ一つ上がってきたというのと、急にここで上がってきたということに関しては、上がってきたからと、これがずっと続くわけじゃありませんよね。

○中村委員

それは政府の話ですけどもね。

○大久保委員

その時々々の状況の判断というのは、やはり必要になりますね。

○中村委員

その時々々の状況判断ということで景気の話をしているわけです。先行きの見通しの話をしているし、コロナからの回復の話もしているし、二極分化していて、いいところはいいいし、悪いところはまずいのではないかなど。まずいところというのは、やはり小規模のところの小売、飲食の方になっちゃうのですよね。大企業さんは価格転嫁ができると、下請に言えばいいんですよ。それを受けたことができますか。

○大久保委員

すみません、小売業の下請って何ですか。

○中村委員

総体的な、要するに県の調査とかそういうもので価格転嫁が7割ぐらいできていますよという中には、大企業とか製造業が入っているわけです。特定して言っているわけじゃないから。

○大久保委員

小売業の話を見せていただくと……

○中村委員

小売業は全国で調査をすると、やはり5割はできないとか、そういうデータが出てきていますよ。

○大久保委員

小売業の価格転嫁ができない理由は……

○中村委員

それは実態として話をしてもらえばいいと思います。

○大久保委員

笹さん、どうでしょうか。

要は競合との価格の兼ね合いということですよ。

○笹委員

それが一番ですね。やっぱり消費者は価格にいつも敏感なので、簡単にメーカーから、問屋から、上げますよと言うのも、こっちも大分抵抗はしていますけれども、現状からすればせざるを得ない、そうしたときに価格を、じゃあその分上げますよというのは簡単には小売の店としては厳しいのは現実ですよ。だから、原価は上がるわ、賃金は上がるわ、売価に転嫁できないわ、そうするとやっぱり経営として厳しくなってきた、それによって人も集まらないとなると、そういった面でやはりそこら辺はバランスを見ていかなきゃいけない。

賃金を上げたいという気持ちはおっしゃるとおりで、我々もお店は時給の方とかパートタイマーの方の力のおかげも多々ありますので、できる限りのことはしたいという思いはありますけれども、それをガンガン目的として上げられると、経営自体おかしくなりますし、県最賃が大分上がってきているので、これからは企業の判断というか、最低限は当然県最賃を守っていただいて、ここ数年、2円とか1円とか3円の問題なので、そこはもう今度は企業レベルでいいのではないのかなというのは正直、上げたいのは、あればいくらでも上げたいと思います。

○大久保委員

自社の話をさせていただくと、大抵お客さんから、「西友さん、高くなったね」と言われるようになりました。昔はウォルマートのときは「エブリデー・ロー・プライス」と言って全部のアイテムを安く。特売はしないけれども、かごに入れたら最終的には安くなりますよというやり方をやっていましたけれども、価格転嫁をきちんとしましようということで、労使の間できちんと話し合いもして、そっちの方向で今、会社は進んでいます。

世の中の流れも、こういう御時世だから価格転嫁はしようがないよねと、昔は直撃したら困るだから、我々は頑張らなきゃいけないというのは確かにあったと思うのですよ。ただ、我々働いている人間もいるので、そこにちゃんと還元するためには、今売価転嫁するいいタ

イミングではないのかなというところは、難しいというのは確かに分かるのですが、例えば大手が、うちも大手かどうかよく分からないのですけれども、まず価格転嫁をして、それなりの売価、値段を上げて売ります。その売価をやって上げれば、それ以下の中小の人たちもみんな上げられるだろうしというところはあるので、業界としてそこは価格転嫁しやすい。

小売業なので、末端売価の部分を担当するわけじゃないですか。仕入れてきてそれをお客様に売るというところなので、本当に安く売るか高く売るかは小売業の我々の経営判断というところになってきます。なので、今は世の中の流れは値段が上がっても仕方がないという消費者の理解がある中ですので、今こそ少しそういったほうに転嫁するのもありじゃないかなとは個人的には思っています。

○中村委員

今の価格転嫁の話は中身があると思っていて、例えば小麦粉が上がるとか、油が上がるとか、石油が上がるとか、そういうところで幾らぐらい上がるからこれは転嫁しますよということは消費者の方やお買上げいただく方には分かると思うのです。そこでいろいろお聞きすると、やっぱり電気料だとか、ガス料だとか、そういうのは、価格転嫁はなかなか難しいというのです。

さらに難しいのは、お給料をこちらのほうは上げましたから、それを消費者からくださいねと、これが全然できないと言うのです。やはりそこは難しいと言っていて、泣きそうな感じだと思います。

そこは、大手さんはたぶんいいと思うのです、大手さんは。そののところ中小のレベルと言っては失礼ですが、その中を見ていただきながら、総体のバランスで考えてもらったほうがいいのじゃないかなと思うのですね。大手さんのところは組合もあるかもしれないし、そういったような種類のお話合いもあるのかもしれないけれども、なかなか経営者側にとってみると難しいという話も聞いています。これは数字としてはあるわけじゃないので何とも言えませんけれども。

○大久保委員

ただ、昔ながらのやり方で頑張ろうという方が、もしかしたら中小の社長の方々にいらっしやるようだったら、そういうところのマインドも少し変えていくというのにも必要なのかなとは思いますが。ただ、それが直結して皆さんのお給料に反映し、要は商品の値段を上げることに直結しているのかというのは別の話だと思うのですが、それぞれが今までと同じやり方をしているとたぶん、今の社会の状況はすごく厳しい、小売業には厳しい状態になって、もう向かい風状態になるので、大きく変わっていかなくちゃいけないときかなとは思っています。

○笹委員

それはおっしゃるとおりです。

○中村委員

価格転嫁というか、経営指導員なんかが指導するときに、そういった原材料でこのぐらい上がったから、このぐらい乗せていきますからということで理解は得やすいのですけれども、今のような、例えばお給料を上げるという場合には、中身を変えていく、生産性向上と言ったりしていますけれども、生産性を上げる。例えば、単価1円のを2円ぐらいアップするとか、そういう時間配分を変えてやるとか、働き方を変えるとか、そういうところに行くのだと思うのですね。

それは、あしたからお願いというわけにはなかなかいかないと思うのですよ。それは指導していても、社長さんと言ってはなんですけれども、3か月ぐらいあったらいいと思いますけれども、1年たってもなかなかそういうところまで行かないということも、小規模であるところはさらにそうだと思います。

だから、そういうところも最低賃金の制度は全部いっしょくたに上げるということになるので、これは非常に厳しいのだと思います。そこら辺まで考えてもらったほうがいいと思います。

○大久保委員

そういったところも、やはり働いていますので、大手だとか小さいだとかというのは関係なしに分かるつもりです。ただ、先ほどの国が主導してみたいな話をしましたけれども、国が主導してくれるときは、それでたぶん任せておいてもいいのかなとは思っているのですけれども、だからといって、そこで我々一旦休みましょうかという話をしてしまうと、休んでいたぶん、またやりましょうかといったときに、なかなか腰が重くなるのではないのかなという、労働者側からすれば思いがあります。

○樋口委員

今経営者の皆様のお話を聞かせていただいて、本当に経営の皆様も自社の従業員に対して、賃金を上げたいという気持ちはもちろんお持ちの中で経営をされていて、今こういった経営状況の中で、最大限いろいろとやっていただいているというのも、もちろん承知の上なのですけれども、その必要性あり・なしの話になってきたときに、今回私はこの審議委員をやらせていただいて5回目なのです。この場に参加させていただくのですけれども、今まで出られていた方がいい・悪いとかではないのですけれども、今みたいな議論のやり取り、ストレートなやり取りがなかったかと感じています。

逆に言うと、今述べさせていただいたストレートなやり取りを基に、金額を決めていくべきなのかなと感じる部分もありまして、もちろん世の中が30円、40円と最低賃金が上がっていく世の中なのですが、先ほど大久保委員が言っていたように、この先どうなっていくかということもあると思うのですが、少なくとも経営者の方もそうですし、労働者もそうですし、みんながハッピー、よくなっていくためにいろんなことをしているわけで、その中の一つがこの特定最賃なのかなというところを考えますと、もっとこういった、先ほどみたいなストレートな議論をさせていただいた上で、金額の審議が成り立っていくのかなとすごく感じる部分もありましたので、ぜひ、来年度以降のところについても、そういった付度の

ない意見交換をしながら、金額審議を進めていくというところも含んでいただけたらありがたいなど、今聞いていて感じる部分がありましたので、今意見として発言させていただきました。

○土井委員

今、涙が出そうにうれしかったです。私の本当に小さな会社の事例を申し上げますと、役員報酬というのは、途中で変えるわけにはいかないのですね。年度で。ですから、決算を迎えるまでは、どんなに苦しくても役員報酬は、未払いはできるので未払いにしておいて、社員さんたちの給料を上げてあげる。ずっとそれを私はやりました。

どうしてかといったら、いっぱいある中で、私のやっている会社と一緒に働いてくれている。もうその感謝の気持ちを表すのはそれしかないと思ったのですね。でもそれをずっとやっていくと、経営者は一体何のために会社をやっているのだらうと。従業員さんが幸せならいいやといっても、私どもも、かすみを食って生きていくわけにはいかないと思って、それが高じてしまうと倒産です。

ですから、私はそういうことのないようにしたいなということはずっと考えていたのですが、御理解をいただいているなというところで、私はありがたいなと思いました。

そして今の意見で、たとえゼロ円の上昇でも、この場があったほうが良いということであれば、それはまたきっと必要なのかなと私はちょっと思いましたけれども、差をつけなければいけないがためのこの会であったら、あまり意味がないのではないかなと私は思います。

以上でございます。

○小林委員

今おっしゃられた差をつけるとか、そういうことよりも、現状をお互いに話し合う場が必要ではないかと、ここで来年度に向けて差をつける必要がないとかそういうことでなく、お互いの議論をする場として、この最低賃金の話合いの場があるのであれば、賃金どうのこのよりも、お互いの現状を話し合う場としても、やはり必要はあると思います。

以上です。

○大久保委員

先ほど言い忘れたのですけれども、こちらから、要は特定賃金に対して大きな差をつけなければならぬとか、埋没しない差を、例えば来年に向けてつけなければいけないなんていうことはちっとも思っていないのです。少しでも差があるということが大事という形で考えています。

ですので、今回に関してもそうですし、大きな金額の提示というところはなかなかしてこなかったというところがありますので、そういったところも我々は、一応理解はしているつもりですので、そういったところを御理解いただきたいなど。別に倒産してほしいとか、そういうつもりは一切ないです。

ただ冒頭に言ったところが一つのポイントで、小売業で働く労働者の皆さんの将来といっ

たところ、働き手を確保しておくといったところは我々の5年後10年後になったときに、働き手をきちんとキープしておけるかどうかというのが、たぶんこの先大きな流れの波が来るはずのですね。

ですので、そういうことを踏まえて、少しでも差を残しつつ、また景気が良くなるようであれば、そういったところは加味してということが必要かと思えます。

○昆部会長

いかがいたしましょうか。大久保委員のお時間もそろそろですので、予備日を使ってもいいというふうに事務局からも伺っておりますし、引き続きまた予備日に審議を続けさせていただくという形でよろしいでしょうか。

承知いたしました。では、答申文の部会長報告というのはまた予備日にということ。

では、本日その他何かございますか。

事務局のほうで何かございますか。

○古畑貸金室長

そうしましたら、次回部会ですけれども、確認させていただきます。10月23日午前10時から長野労働基準監督署、今度は1階になります。1階の会議室において開催いたします。委員の皆様におかれましては御出席をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○昆部会長

労働者代表委員、何かございますか。

○大久保委員

非常に厳しい状態だったのにもかかわらず前向きに御検討いただきまして、ありがとうございました。また来週、忌憚のない意見交換ができればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○昆部会長

使用者代表委員、何かございますか。

○中村委員

額の決定ということで、御審議いただきましてありがとうございました。引き続き議論を交わしていきたいと思えます。よろしく願いします。

○昆部会長

では、本日はこれにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

閉 会